

第3期事業報告

〔 2017年 4月 1日から
2018年 3月31日まで 〕

宮城県名取市下増田字南原無番地

仙台国際空港株式会社

事業報告

〔2017年 4月 1日から〕
〔2018年 3月31日まで〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2016年7月1日に、空港運営事業等を国から引き継ぎ、航空管制・C I Q（税関、出入国管理、検疫）を除く仙台空港全体の一体運営を開始しました。当期は、一体運営の二期目にあたり、通期（4月～3月）で当社が空港運営を行うはじめての年度となりました。

当期における国内線旅客は3,158千人（前年度比220千人増加）、国際線旅客は280千人（同54千人増加）となり、旅客数合計では3,438千人（同275千人増加）となり、当空港開港以来最高の旅客数を更新することができました。

また、取扱貨物数量は、国内線貨物6,575トン（前年度比715トン減少）、国際線貨物667トン（同88トン増加）となり、貨物量合計では7,242トン（同627トン減少）となりました。

以下、各種の施策について、ご報告します。

当社では、常に安全と保安の維持・向上が空港運営上最も重要な事項であると位置付け、役職員および委託先が一丸となってさまざまな取り組みを行っています。

当期は、昨期に引き続き、会社全体の安全管理体制の再確認、各種規程類やマニュアルの更新、各種訓練の実施のほか、所要の設備の更新、改良や各種設備投資を実施しました。

当期におきましては、2017年10月23日、台風21号による大雨時の冠水に起因する連鎖式閃光灯の不点をはじめとするいくつかのトラブルに見舞われたほか、小型機の故障によるトラブルによる定期便遅延などが数件発生いたしました。幸いにも、空港運用に起因する重大事故に発展することはありませんでしたが、当社は、今後とも安全と保安の維持・向上のため継続的な取り組みを実施してまいります。

国管理空港の民間による一体運営、すなわち仙台空港の民営化の目的は、東北地域の交流人口を増大させることにあります。これを達成するために最も重要な「路線を増やし、航空需要を増やす」施策に関しては、地元自治体および経済界と連携し、様々な活動を行ってまいりました。

2017年7月1日からスカイマーク神戸便（毎日2便、週14便）が就航したほか、同年9月24日からPeach新千歳便（毎日2便、週14便）、9月25日から同社台北便（週4便）が新たに就航いたしました。また、2018年4月20日からは、フジドリームエアラインズ出雲便（毎日1便、週7便）の就航が決定しております。

一方で、F S C（フルサービスキャリア）国内線における機材の小型化が進行するなど、地方空港を取り巻く先行きは楽観できるものではないと認識しております。

当期は、開港以来最高の旅客数を記録することが出来ましたが、これにとどまることなく更なる増大を目指して、引き続き周辺地方自治体など関係機関と連携し路線誘致活動に取り組むとともに、既存路線の維持・増便などにも積極的に取り組んでまいります。

空港からの地上交通ネットワークの利便性向上につきましては、民営化以降、空港と周辺都市、観光地を直接結ぶバス路線の開設に取り組みましたが、このバス路線をより多くのお客様にご利用いただき、路線として定着するようにバス会社などと協力して告知などに取り組んでおります。

さらに、交流人口の増大のためには、当空港の主要なアクセス手段である仙台空港アクセス線における、更なる運転間隔の短縮と編成の増結がぜひとも必要との認識のもと、宮城県、東日本旅客鉄道株式会社（J R 東日本）、仙台空港鉄道株式会社とともに四社の実質的な協議の場を設け、種々な働きかけを行っております。

鉄道と並び二次交通の利便性向上にとり重要である駐車場施設につきましても、数次にわたり拡張工事を実施し、駐車台数は民営化時点の1, 367台から1, 759台に増加いたしました。さらに、駐車場事前予約サービスを開始するなど、利便性向上をはかっております。

創貨事業では、「東北・食文化輸出推進事業協同組合」の組合員数が17社（2018年3月31日現在）まで増加し、東北の食品の海外輸出支援と食文化の紹介を通じた海外交流と販路拡大による地域経済の活性化を目指して引き続き活動しております。

施設面では、2017年4月、国内線到着ロビーエリアのリニューアルが完成し、供用を開始しました。これにあわせランナーズポート、サイクリングポートを設置したほか、2018年3月には国際線トイレ改修、礼拝室をオープンいたしました。

ピア棟（旅客搭乗施設）の新設工事につきましては、2017年9月1日に着工し、2018年秋の供用開始を目指し鋭意工事を行っております。

今後とも、所要の更新工事はもとより、安全・保安度の向上、お客様の利便性向上のための設備投資を積極的に行ってまいります。

以上の結果、当期の業績は、新規就航エアラインの影響による国際線旅客数の増加および免税売店での販売拡大などが功を奏し、かつ経費の計画的支出により効率的な運営に努めた結果、営業利益67百万円（前年度は99百万円の損失）、当期純利益109百万円（同8百万円の損失）を計上いたしました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、旅客ビル施設改修等により6億7千6百万円でした。

(4) 対処すべき課題

当社では、重大有責事故・事案の発生件数をゼロ件とすることを安全目標とし、安全・保安の維持・向上を全てに優先して、必要な諸施策を推進して参ります。新規路線の誘致と既存路線の増便、機材の大型化を促すことを主な目的として2017年4月1日から導入した新たな着陸料金体系に基づき、国際線では4時間圏の直行便拡充、東アジアハブ路線の増便、機材の大型化を図るとともに、国内線ではフルサービスキャリアの路線維持・機材の大型化、LCC（ローコストキャリア）の新規路線拡充に向け、エアライン各社と協調しながら、積極的なセールス活動を実施して参ります。

人材育成面では、全社的にOJTのほか様々な研修を実施するとともに、特に空港基本施設の管理運用業務、保安防災業務、保全業務等では、国派遣職員から当社社員へのノウハウの継承を計画的に進めて参ります。

施設機能・サービス向上策につきましては、国際線を中心とする航空旅客の増加に先行して十分なキャパシティを確保・増強するため、2018年秋、ピア棟（旅客搭乗施設）の供用を開始するほか、出発ロビー階の機能拡充・改良工事につきましても鋭意準備を進める予定です。

あわせて、地域共生の観点では、名取市・岩沼市をはじめとする地元の上位計画などに空港を位置付けていただき、当社がそれに柔軟かつ積極的に協力することを通じ、地元と空港が一体となって、継続的に活力ある地域が実現できることを目指し、地域および地元自治体と積極的な連携を推進して参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第1期 (2015年度)	第2期 (2016年度)	第3期(当期) (2017年度)
売上高	—	4,594百万円	5,155百万円
当期純利益(損失)	▲611百万円	▲8百万円	109百万円
1株当たり当期純利益 (損失)	▲37,724.10円	▲180.51円	2,154.24円
純資産	5,449百万円	8,047百万円	8,157百万円
総資産	5,764百万円	13,913百万円	14,020百万円

(6) 主要な事業内容

仙台空港の運営等

- ・航空機の離着陸の安全を確保するための航空保安施設の運営等
- ・空港周辺の航空機の騒音対策
- ・空港ターミナルビル(貨物棟含む)の所有及び経営
- ・不動産賃貸、物品販売等
- ・航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- ・駐車場運営

(7) 事業所の所在地及び従業員の状況

①事業所の所在地

宮城県名取市下増田字南原無番地

②従業員の状況

従業員数 152名

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

(ア) 親会社との関係

当社の親会社は東京急行電鉄株式会社であり、同社は当社の議決権株式を42.00%保有しています。

(イ) 親会社等との間の取引に関する事項

当社の株式の出資比率は2. 会社の株式に関する事項に記載の通りであり、株主各社より役員及び出向社員を受け入れています。

当社は、当社独自の発注規定に則り、親会社等との取引に関しては、株主間契約により独立当事者間取引とすることを原則とし、取引条件等の内容の適正性をその他業者との比較などから慎重に検討して決定しています。また、当社取締役会を中心とした当社独自の基準に基づく意思決定を行っています。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先：宮城県 借入金残高：3,658,662千円

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2018年3月31日現在）

①発行可能株式総数	200,000株	内訳	普通株式	60,000株
			A種優先株式	140,000株
②発行済株式の総数	169,960株	内訳	普通株式	51,030株
			A種優先株式	118,930株
③株主数			普通株式	7名
			A種優先株式	4名

④株主

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	A種優先株式	合計	
東京急行電鉄株式会社	21,432株	35,679株	57,111株	33.60%
前田建設工業株式会社	15,309株	35,679株	50,988株	30.00%
東急不動産株式会社	4,592株	35,679株	40,271株	23.69%
豊田通商株式会社	8,164株	11,893株	20,057株	11.80%
株式会社東急エージェンシー	511株	—	511株	0.30%
東急建設株式会社	511株	—	511株	0.30%
株式会社東急コミュニティー	511株	—	511株	0.30%
合計	51,030株	118,930株	169,960株	100.00%

(注)持株比率は、普通株式の総数と、発行済のA種優先株式の総数の合計から計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（2018年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役会長	高 橋 和 夫	東京急行電鉄(株) 取締役 専務執行役員 グローバル・インフラ・マネジメント(株) 代表取締役会長
取締役社長 (代表取締役)	岩 井 卓 也	
取 締 役	一 條 祐 三	空港運用部長
取 締 役	岡 崎 克 彦	営業推進部長
取 締 役	野 本 弘 文	東京急行電鉄(株) 代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	小 原 好 一	前田建設工業(株) 代表取締役会長
取 締 役	大 隈 郁 仁	東急不動産(株) 代表取締役社長 社長執行役員
常勤監査役	平 岡 和 郎	
監 査 役	岐 部 一 誠	前田建設工業(株) 取締役常務執行役員 グローバル・インフラ・マネジメント(株) 代表取締役社長
監 査 役	氏 家 照 彦	(株)七十七銀行 代表取締役頭取

注1. 取締役小原好一氏、取締役大隈郁仁氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役岐部一誠氏、監査役氏家照彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 取締役会長高橋和夫氏は、2018年4月1日付で東急電鉄(株)代表取締役社長社長執行役員に就任しています。また、同日付でグローバル・インフラ・マネジメント(株)代表取締役会長を退任し、同社取締役に就任しています。

注4. 取締役野本弘文氏は、2018年4月1日付で東急電鉄(株)代表取締役会長に就任しています。

注5. 監査役岐部一誠氏は、2018年4月1日付でグローバル・インフラ・マネジメント(株)代表取締役会長に就任しています。

注6. グローバル・インフラ・マネジメント(株)は、当社の株主である東京急行電鉄(株)と前田建設工業(株)の合弁により、インフラ運営事業におけるコン

サルティング業務等を行うことを目的として設立された会社です。

(2) 役員報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	1人	13,200千円	
監査役	2人	12,840千円	
計	3人	26,040千円	

注1 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として、24,000千円を支給しています。

4. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 会計監査人の報酬等の額 9,200千円
- (3) 解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、2016年6月8日付取締役会により決議した内容の概要は次のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 全社が守るべき指針等を周知し、定期的にコンプライアンス教育を実施し、その徹底を図り、法令・社内規程等への違反行為があったときには懲罰規程に基づき厳正に処分する。
 - ・ 取締役社長が指名する担当者により定期的にモニタリング(内部監査)を行うとともに、内部通報窓口を設けることにより、法令・行動指針に違反する行為に関し従業員が直接通報・相談できるようにする。
 - ・ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、迅速に情報を把握するとともに、必要に応じて外部専門家等と協力しつつ適正に対応していく。
 - ・ 反社会的勢力及び団体を排除・遮断することとし、警察当局等外部機関と緊密に連携を持ちながら対処する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 法令、取締役会規則並びに文書取扱に関する規則に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により適切に作成、保存又は廃棄する。
 - ・ 保存された文書は、取締役・監査役・モニタリング(内部監査)担当者により随時閲覧できる体制をとる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・航空の安全確保及び空港保安に係る規程を制定し、安全マネジメント体制を敷く。その運用にあたり関係機関及び空港内他事業体と密接に連携して対応する。
 - ・各種のリスクについて、未然防止の観点から各規則の制定、マニュアルの作成・配布並びに研修・訓練を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・業務分掌・業務執行基準を定め業務執行に係る権限・責任を明確化する。
 - ・経営会議・常勤役員会を定期的開催し重要事項に係る意思決定を迅速に行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役が要請した場合には補助使用人を配置する。その独立性の確保のため、当該使用人は監査役の指揮命令の下で業務を行う。当該使用人の人事考課及び人事異動については監査役と事前協議する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・監査役による重要会議への出席及び重要書類閲覧の機会を確保する。また、事業の状況、コンプライアンスやリスクマネジメント等の内部統制システムの整備及び運用状況を監査役に定期的に報告する。
 - ・監査役から業務の執行状況につき報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ⑦ 監査役がその職務の執行について生じる費用等に係る方針
- ・監査役がその職務を執行するうえで必要な費用について、監査役と協議のうえで予算措置をし、費用の前払いが必要な時には担当部署において対応する。
- ⑧ その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役社長と監査役は定期的に意見交換を行うこととする。

(2) 体制の運用状況の概要

上記、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた施策に従い、その基本方針に基づき、規程類の整備に関する会議等の開催を行うとともに、その運用の状況については、決議した基本方針に基づき、上記に掲げた施策を実行するとともに、各部門による日常のセルフモニタリングと管理部門による定期的なモニタリングにより実施状況の確認と必要な場合の是正をしています。

事業報告附属明細書

〔 2017年 4月 1日から
2018年 3月31日まで 〕

宮城県名取市下増田字南原無番地
仙台国際空港株式会社

附属明細書（事業報告関係）

1. 他の会社の業務執行者との重要な兼職の状況

事業報告の3. 会社役員に関する事項に記載のとおりであります。